

平成29年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年4月5日（水）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第20号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第21号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第22号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第23号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第24号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第25号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第26号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第11号 農地の形状変更届について
第12号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻午後2時となりましたので、ただいまから平成29年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

現在議員総数38名のうち、本日は21番、田上一委員が御欠席です。37名の出席をいただいておりますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず、永田会長から御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いして、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） はい、どうも。こんにちは。今、局長よりいろいろ紹介がございましたけれども、新体制でまた始めたいと思います。ちょうど3日が初仕事って言いますか、出勤の日でしたので、そのときに辞令交付式に出席させていただきまして、局長はじめ、職員の皆さんに過去に失敗とかいろいろあったことも今度はもうちょっと心を引き締めて頑張っていきましょうということをお願いもいたしました。新体制での門出でございますので、皆さんもどうぞよろしくお願いを申し上げます。やっぱり部署が変わりますといろいろ慣れないという点もございますので、いろいろ行き違いもあるかと思っておりますけれども、その辺は皆さんの御指導でどうぞ職員のほうも励ましてやっていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども議事に入りたいと思っております。本日の議案は、議第20号より議第26号までの85件と報告第10号より12号までの21件が提案されております。慎重なる御審議方よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、8番の松本委員と9番の荒木委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第20号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） では、総会議案1ページをお願いいたします。

議第20号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年

4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

まず、1番です。山田と築地の申請人で、申請物件が岱明町の田1,176㎡を4労力不足と小作地取得による売買です。

2番、伊倉北方と田崎の申請人で、申請物件が伊倉北方の田1,134㎡外5筆、計4,112㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

3番、熊本市中央区と川部田の申請人で、申請物件が下小田の田1,950㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

4番、六田と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑172㎡を相手方の要望と隣接地取得による売買です。

5番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑658㎡を労力不足と隣接地取得による売買です。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田75㎡外1筆、計141㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑457㎡を労力不足と経営拡張による売買で、議第22号5番と合わせて下限面積50aの要件を満たしております。

総会議案3ページをお願いいたします。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田834㎡を相手方の要望と経営拡張による売買で、議第26号25番と合わせて下限面積50aの要件を満たしております。

以上8件、合計9,500㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。結果、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断をいたしましたので、御提案いたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

買受人は、譲渡人から5年契約で小作契約をしていたところ、売りたいというような話が出たので、「じゃあ、私が買ひましょう」ということで買ったそうです。それで、大体買ったところは米を作るということで、下限面積も達していますので、

許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。

この案件も今の1番と同じで相手方の要望と経営拡張です。ここに78歳と載っ
とりますけれども、子どもさんがいらっしゃったですけども、それでこっが「もう
名前が自分がつなつとるけん、これはこっでよかろう」ちゅうことだったんです。
土地と地目が伊倉北方のほうで何ら問題なく、二人はスムーズに話し合いができて
います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。

3番の案件ですけども、ありますように労力不足、それと相手方の要望というこ
とで、所有権移転の申請です。譲受人は、水稻と麦、それから野菜を作付けされて
おりまして、許可後は水稻というふうな作付けされる予定ということです。また、
効率的な農地の利用とか、不許可の要件に該当しないと思いますので、問題ないと
思います。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、5番、同一委員さんでございますので、お願いいたします。

○17番（高根政明君） はい、17番、高根です。

4番、受人所有の農地と農地のあいだで渡人の農地172㎡が挟まれているとい
う状況であります。耕作上から便利だということでの今回の申請であります。なお、
受人は85歳という高齢であります、娘さん夫婦が農作業等に来ておられるとの
ことであります。

5番です。渡人も高齢、また労力不足であり、受人の隣接地であり、耕作上便利
ということでの申請であります。受人、ごらんのようにこの地域は山間地ですが
も、農地2町強所有されているのは、高齢ながら元気で頑張っておられるところ
であります。また、2月の総会のそういうことで農地を取得されていると、譲り渡し
を受け取られているということで、4番、5番とも申請条件をクリアしております。
許可すべきものと判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、7番、同一委員さんでございますので、続けてお願いします。

○24番（徳井勝美君） はい、24番の徳井です。6番の案件について説明いたしま
す。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張するためで、下限面積も満たしており、許可相当と思います。

7番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、これは報告の第12号2番と議第22号5番と関連していて、これは下限面積を満たしておりませんが、先ほど事務局のほうから説明がございましたように、3条のところでそれを加えると下限面積を満たすことになり、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。8番の件について説明します。

譲渡人は高齢で労力不足のため、また譲受人は経営拡張のためでありまして、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第20号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、1番から6番については原案どおり、8番についてただいま申し上げましたように、許可できれば下限面積を満たしますので、7番については議第22号5番、8番については議第26号25番の許可と同時に許可することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ちょっと今、説明が噛んでしまいました失礼しました。

それでは、異議がないものと認め、議第20号1番から6番については、許可することに決定しました。7番については議第22号5番、8番については議第26号25番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第21号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案4ページをお願いいたします。

議第21号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年4月

5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

まず、1番です。兵庫県明石市と河崎の申請人で、申請物件が河崎の田2,038㎡外3筆、計2,549㎡を労力不足と相手方の要望により、平成29年4月5日から1年間契約するものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,050㎡を労力不足と経営拡張により、平成29年4月5日から5年間契約するものです。

3番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田948㎡外3筆、計3,697㎡を労力不足と経営拡張により、平成29年4月5日から1年間契約するものです。

以上3件、合計7,296㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査しました結果、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等をみても問題がないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

ここに申請資料に書いてあるとおりでございます。労力不足と相手方の要望というふうなことで、賃貸契約の設定というふうなことでございますので、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） はい、8番、松本です。2番の案件について御説明いたします。

貸人は84歳という高齢で労力不足ということで、借人は今現役の農家でありまして、下限面積もクリアしておりますし、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。

この案件は、労力不足と経営拡張による申請ということですが、借人は水稻と野菜を作付けをされている農家でもあります。許可後もそのようにされるということで、下限面積、その他効率的利用等、問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第21号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第21号については、許可することに決定しました。

次に、議第22号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案5ページをお願いいたします。

議第22号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

まず、1番です。滑石の申請人で、申請物件が滑石の田978㎡外5筆、計4,769㎡を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から10年間契約するもので、次の2番と関連がございます。

2番、同じく滑石の申請人で、申請物件が滑石の田934㎡を労力不足と経営拡張のため、平成29年4月5日から10年間契約するもので、前の1番と関連がございます。

3番、熊本市西区の申請人で、申請物件が南坂門田の畑4,329㎡を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から10年間契約するものです。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,225㎡外1筆、計2,791㎡を労力不足と経営拡張のため、平成29年4月5日から10年間契約するものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑303㎡外1筆、計748㎡を労力不足と経営拡張のため、平成29年4月5日から5年間契約するもので、先ほどの議第20号7番と合わせて下限面積50a要件を満たしております。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田992㎡外1筆、計2,900㎡を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から10年間契約するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田287㎡外4筆、計8,456

m²を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から10年間契約するものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑253m²外4筆、計27,096m²を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から20年間契約するものです。議案7ページをお願いいたします。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑623m²外5筆、計3,797m²を農業者年金受給のため、平成29年4月5日から15年間契約するものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑5,103m²を経営移譲のため、平成29年4月5日から10年間契約するものです。

以上10件、合計60,923m²を御提案申し上げております。農地法第3条2項、各号の禁止規定から申請内容を審査しました結果、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等をみても問題がないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。1番の案件は、先月否決された件でありまして、2番とは関連していますので、2番のほうから説明いたします。

2番の案件は、貸人は労力不足、借人は経営拡張でありまして、許可相当と思います。

それから、1番は、この2番を足しますと下限面積をクリアしますので、農業者年金の受給再設定許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○13番（森川正志君） この案件は、今まで農業者年金の受給をされて、これは確か親子だろうと思います。何も問題なく再設定ですので許可相当と思われます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） はい、22番、小山です。

使用貸人と使用借人は苗字は違いますが、使用貸人さんが養子に出られたということで、実の親子です。貸人さんの労力不足と借人さんの経営拡張ということで、何ら問題なく、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、6番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。5番の案件について説明いたします。

貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、先ほど議第20号7番で不足していた分をこれを足すとクリアできます。ということで、機械、労働力もあり、許可相当と判断いたします。

6番について説明いたします。

貸人と借人は親子関係です。申請理由は年金受給するため再設定ということで、何ら問題なく、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。7番の案件について説明します。

使用貸人と借人は親子でありまして、農業者年金受給による再設定で、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番についてどうぞお願いします。

○27番（寺井廣喜君） はい、27番、寺井です。8番について説明いたします。

貸人、借人は親子関係でありまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。9番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係で、農業者年金受給のためのものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。

経営移譲ということで、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から10番まで担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。先月の今度うちの農業者年金の5反未満の、5反なかてちゃよかつかなて話がこないだあがったとは、6番とか、3番とか、再設定のこれは、前回のとはまた違うとな。先月の農業者年金のつが。

○議長（永田知博君） 西山さん、この前のあれと。

○18番（取本一則君） 下限面積のときは。

○係長（西山美和君） 先月のは1番の案件だったですね。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。先月の3月の総会の分かと思いますが、それにつきましては、今回の議案の1番の案件、これだけをそっくりそのままあげておったようです。当然ここは同一世帯で経営面積が4,769しかありませんので、これは取得後5,000に満たないということ。

○18番（取本一則君） はい。そすとこれは、3番は。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。3番ですか。

○18番（取本一則君） 3番は、4,300は。

○事務局長（村上洋治君） 3番、この4,300と申しますのは、上のはここに書いてありますように、あくまでも今回の申請物件の面積が4,329㎡で、そのこの2つ右のところに経営面積15,243、これが世帯としての経営面積ということになります。

○18番（取本一則君） はい、はい。

○事務局長（村上洋治君） よろしく願いいたします。

○18番（取本一則君） 1番は、このあいだ一回されたやつよね。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長の村上です。はい、それで間違いございません。

○18番（取本一則君） この前の1番のは、4,700で取り下げてあって。22番の2号、下の、こんの足してあるわけな。5反なるように。2番で。局長、わかりました。2番で足してあつとね。5反になるようにね。わかりました。

○議長（永田知博君） はい、それでは、ほかにはありますでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（永田知博君） はい、それでは、御意見、御質問もほかにはないようでございますので、採決に移ります。

議第22号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第22号については、許可することに決定しました。

次に、議第23号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案8ページをお願いいたします。

議第23号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が天水町の田319㎡外1筆、計498㎡で、夫名義から妻名義に事業者を変更するもので、議第25号16番、このあと出てきますが、そこと関連がございます。

以上1件、合計498㎡を御提案申し上げております。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。1番の案件について説明します。

この案件は、昨年12月に許可をしておりますが、今回都合により夫名義から妻名義に変更し、再申請しますので、承認をお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明がありましたけれども、皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第23号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号は承認することに決定しました。

次に、議第24号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案9ページをお願いいたします。

議第24号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下

記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

まず、1番です。申請物件が岱明町の畑235㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

2番、申請物件が天水町の田912㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

以上2件、合計1,147㎡について、申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断をいたしましたので、御提案申し上げております。また、昨日地元委員さん同道の上、現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） はい、1番の案件について説明いたします。徳井です。

建物の面積が第2種農地で、転用面積は235㎡です。転用の理由は、既存住宅の建て替えのためということです。給排水計画、既存の取水を使用されます。汚水は既存の側溝に流されます。生活雑排水・汚水は、市の下水にて処理されます。現地調査の結果、近隣への被害もなく、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。2番の件を説明します。

まず、場所は天水支所の玉名よりの600mぐらいのところにある水田です。借人が農業機械が入らず一部を戻されたそうで、その場所に太陽光発電施設を設置するそうです。雨水は溜池をつくり水路に流すそうで、第2種農地で何ら問題なく、許可相当と思います。最後に、パネルは216枚はまるそうです。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第24号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当

と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第24号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第25号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案10ページをお願いいたします。

議第25号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が秋丸の田520㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が立願寺の田1,139㎡外1筆、計1,835㎡で、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中尾の畑365㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

議案11ページ、お願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑293㎡外2筆、計1,887㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が築地の田959㎡で、転用目的は放課後学童クラブです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が山田の田1,696㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が山田の田410㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が大倉の畑1,830㎡外1筆、計2,048㎡で、転用目的は太

陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が大倉の畑2,329㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が大倉の畑2,061㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が大倉の畑1,233㎡で、転用目的は同じく太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

議案13ページ、お願いいたします。

12番、申請物件が玉名の田2,336㎡で、転用目的は貸住宅です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育、医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地ということで、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が岱明町の田7,34㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町の田350㎡で、転用目的は住宅増築・倉庫及び駐車場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。この第1種農地といいますのは、原則不許可となるところですが、申請地に係る都市の周辺に居住するものの日常生活上、あるいは業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能ということになっております。

15番、申請物件が天水町の田1,029㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

16番、申請物件が天水町の田319㎡外1筆、計498㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断をしております。先ほどと同じく原則不許可となるところですが、申請地に係る都市の周辺に居住するものの日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、許可可能ということと判断しております。なお、先ほどの議第23号1番と関連がございます。

以上16件、合計19,563.34㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないもの

と判断をいたしましたので、御提案申し上げております。また、昨日地元委員さん同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。

場所は、秋丸の玉名の職員宿舎の東側というところで、そこに建売住宅の建設に伴う申請でございます。北側に市道が入っているというふうなことでございます。東と西側は畑地というふうなことでございます。南側が県有地というふうなことで、その先に用水路が入っているというふうなことでございます。木造一階建てで、給排水等、また隣接地の問題等も何らないというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） はい、4番、西畠です。2番の案件について説明します。

申請地は、立願寺のホテル八芳園の道向かいの第3種農地で、宅地の分譲5区画を造成するそうです。申請地の北側と東側は5mほど低い水路と里道がありまして、そこをブロックで擁壁で止めて、そこを埋め立てするそうです。住宅地への侵入道路を県道より中央部分に長さ50m、幅6mの道路を新設して、給排水は南側の県道に埋設してある公共下水道に流すそうです。また、周囲には耕作中の農地もなく、何ら影響もなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番、5番、6番、7番まで関連がございますので、よろしくをお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

3番の案件は、申請人は会社員でアパート住まいで個人住宅ということでの申請です。場所は、玉中の南西100mぐらいのところ、北側は水路、東側は里道、南が市道で、西側あたりが少しの畑があります。市道より少し高いので、土羽を築いて、芝をはって、芝はりで囲むということで、北側の水路のほうはL型擁壁で囲むそうです。建物は軽量鉄骨の平屋建てで、給水は公共上水道を利用し、雨水は南側市道への側溝へ放流、生活雑排水と汚水は公共下水道へ接続し放流、西側農地は家を東側になるべく寄せて建てるので、被害がないようにするというので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、4番の案件について御説明いたします。

申請人は蓮華院誕生寺の代表で、参拝者用の専用駐車場を設けるための申請です。場所は、蓮華院の東の左隣りで、砂利舗装で37台分で造成するそうです。給排水はなく、雨水は自然浸透で、周囲は住宅地で農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、5番の案件、御説明いたします。

申請人は建設業で、放課後学童クラブ教室開設のため、3年間の賃貸借権設定のための申請です。建物は84.42㎡の鉄骨造りの教室も設置し、給水は公共上水道を利用し、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道を利用するそうです。西側半分に耕作地がありますが、教室が平屋でなるべく反対側に建てるので、耕作地には影響がなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、6番の案件です。

申請人は不動産業で、建売分譲5棟を建築するための申請で、場所は築山小学校の東北東250mぐらいのところ、西側は市道が通っていますが、ほかは水田で、木造二階建て5棟で、給水は公共上水道を利用し、雨水はいったん吸い込み枡へ集積し、オーバーフローした分を市道脇の排水溝へ放流、生活雑排水と汚水は公共下水道へ接続、周りの農地に影響が少ないように、また水田等に消毒する場合にクレームがないようにということでお願いしまして、わかりましたということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、7番の案件について御説明。

申請人は会社員で、祖父の土地を借りて、個人住宅を建設するための申請で、場所は築山小学校の北東300mぐらいのところ、南側は水田、東側は個人住宅、西側は祖父の野菜畑、北川は市道が通っている。建物は軽量鉄骨瓦葺平屋建てで、給水は公共上水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、オーバーフローした分を市道側溝へ放流、生活雑排水・汚水は公共下水道へ接続し、周りの農地への影響は最小限にするということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番、10、11まで関連がございますので、一括して御説明をお願いいたします。8番からどうぞ。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。

局長のおっしゃられたとおりに全部含めて同じ地域で同じ太陽光発電施設で、その用地が生産性の低い第2種農地で、それも地元委員と一緒に現地調査をしました結果、近隣に民家もなく、雑種地というか、草が人間の背丈ぐらいあって、そこに太陽光をするということが、この4つとも同じような条件なんです。近隣に住宅が

ないので、ここは許可相当だろうということでみなさんと話し合いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

続きまして、12番、どうぞお願いします。

○14番（下川 安君） はい、14番の下川です。

申請地は、広がりある農地の一角にありますけども、上下水道が埋設された市道の沿線にありまして、先ほどありましたように教育機関、玉陵中学校と玉名小学校がすぐ近くにありまして、この近くには新玉名駅もありますので、そういうことで第3種農地というふうに判断されています。転用受入価格は約58㎡の平屋の貸住宅8棟建築するというので、資金計画も載っておりますし、給排水計画については、給水は市の上水道、排水は公共下水道ということ、雨水については市道の側溝に放流ということです。被害防除についても、現地調査の結果、特に問題はないのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） はい、22番、小山です。

申請地は、かずやコスメディア小岱斎場の近く、藤井興産という会社の道を挟んで南側に位置する住宅が建っている第3種農地です。転用の目的は分譲宅地とするための宅地拡張です。面積はちょっと狭いのでちょっと簡単に説明しますが、現在資材置場として利用している土地を宅地として測量しなおしたところ、本件土地部分は西隣の土地の一部であることが判明したものです。申請地の形状は、既に取得している土地とその隣接する西側の住宅地とのあいだにある幅40cmほどの狭い細長い土地ですが、将来西側の宅地との境界などの紛争を防ぐため、転用取得を申請したもので、何ら問題なく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） はい、23番、中島です。14番の案件について説明いたします。

ここは第1種農地ですが、農用地区域外の農地です。東側は農道です。西側は宅地が建っており、南側は申請地の父であった父が所有する住まい、母屋があります。北側は水田です。それで、目的は母屋が手狭になり、自分が譲受人の専用住宅がほしいということで、24㎡を増築し、倉庫が91㎡を大工されておりますので、そういう関係で資材なんかを入れる倉庫がほしいということで91㎡と駐車場3台分程度の50㎡を目的とされております。生活雑排水は、汚水は母屋の南側の市道に

ある下水道に流すそうです。雨水は雨水弁を設け、水路に流すということです。現地を調査した結果、何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。15番の件について説明します。

貸人、借人は親子であり、水田に農業機械が入らず、前の借人が返されたそうで、新しい借人が太陽光施設を設置するそうです。雨水は溜池をつくり、水路に流すそうです。パネルは216枚、第2種農地で何ら問題なく、許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。16番の案件について説明します。

この案件は、先の議第23号1番と関連しています。この申請地は、昨年12月に既に転用の許可をしておりますが、今回都合により夫から妻に名義変更をしての再申請ですので、ほかに特に問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から16番まで担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第25号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第25号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第26号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案15ページをお願いいたします。

議第26号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおりに、玉名市長より意見を求められております。議案18ページから22ページまでです。所有権移転が7件、16,850㎡、利用権設定が38件、139,681㎡、合計45件、156,531㎡の集積

で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの
と考へ、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、森川委員、どうぞ。

○13番（森川正志君） この提出議案ではなくて、普通の組合さんが荒廃農地っていうところを自分たちが整備してさくを作ろうかと言うけれども、その地主さんが「うちは、どぎゃん荒れたっちゃよかけん、かさんばい」って言いなはる人が何人かおんなはるそうですよ。そこんところを市のほうからその地主さんに言うてもらえんדרろうかっていうことでちょっとあったんですよね。どうしたもんでしょう。荒廃農地をやっぱその辺問題なりよるもんだけん、こらでけんもんばいな。

○事務局長（村上洋治君） 先月ですかね、耕作放棄地といいますか、そういった所有者に対して意向調査というものを出しております。今後そういった農地をどがんしたらいいかと、今、誰かに貸したいのか、そのまま自分で将来耕作するのか、そういった調査ですね。4月28日を提出期限としておりますが、例えばそのまま持っておきたいっていうことですね。

○13番（森川正志君） はい。

○事務局長（村上洋治君） 荒地のまんま持っておきたいって。あくまでもこの18条1項のこの計画は、一応農業委員さん、集積促進ということであいだに立って、「ここ、あたはこの人に貸し出すよ」「あたは、あそから借りなんばいた」ということで、仲介に立っておりますけども、やはり所有権ということがある以上、やはりそういったことは原則として所有者が拒否するならば無理にというものはできないかとは推測いたします。ただそこは私ども市、あるいは農業委員さん、説得といひますか、「荒かしとったっちゃ、周りに迷惑もかけるし、あそこを貸さんかい」と、あるいは「私たちが整地してやりますので」とか、そういった地道な説得とかが重要になってくるのではないかとは思ひます。

○13番（森川正志君） はい。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 今のなんか、先月出してあつとですか。荒廃農地書、あれは。

○係長（西山美和君） 先月ですか。3月の末、何日頃。

○事務局長（村上洋治君） 3月25日付けですね。

○18番（取本一則君） そういうのは、出すなら出すで、ここで3月6日の農業委員

会するときな。そすとそれは郵送かなんかで出してあるわけ。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。郵送ですね。

○18番（取本一則君） ということは、おどんげん地元はどこにどがん出してあるか
というとは、全然わからんたいな。どの付近にたくさんあるけん、出してあると。
地元の農業委員ぐらいにはここらあたり出してあるとかたい、なんの台帳から拾っ
てから出してあるわけ。荒廃農地は。てれっとしとっと、おるげん田んなかも畑も
あるかもしれんたいな。来とるかもしれんけん。来るかもしれんけん。どがん、地
図からかなんかですか。それはあれだろ。その郵送、発送は。今ここ来とんなはる
人以外の人がしよらすとだろ。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。実際のその事務っていうのは、事務
局の中、（マエダ）非常勤職員、あるいは二階堂前次長ですかね。そのあたりが事
務はやっておりました。

○18番（取本一則君） 全然初めち今聞いたけんね。膨大なヒット数だろ、そら。何
筆ぐらい出しとっと。玉名市で出しとると。そらわかろたい。どっちみち封筒貼っ
て、封筒に入れてから、郵便切手貼って出しとっとだろけん。

○議長（永田知博君） そら対象も言わなんけん。

○事務局長（村上洋治君） はい、数字は。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。そりや非常勤職員の方って言ったっちゃ
たい、事務局の次長とか局長もそこあたり把握しとかんたい、やっぱね。もうよか
です。それは。なんもこれば一緒にしめてもね。議案ばしめるこっちゃなくなるも
ん、おるが言うとは。

○事務局長（村上洋治君） 一応その数字は、ちょっとここにお持ちして、間に合えば
お示しをしたいとは思いますが。

○13番（森川正志君） 13番、森川ですけど、今、取本委員からちょっととられた
ばってんがですけど、今度またその人が地区でそがんした荒廃農地を整備して、作
物を作るということで「どうにかでけんかい」って言いなはったばってんが、「お
るが一人じゃちょっとそれはでけんばいた」っていうので、「一応役所のほうに伺
って、聞いてみらんですか」って、「貸さんって言わすとは、もうどうもこうも
なかもんね」っていうちから言わすとたい。ほんだけん、そがん人たちが、貸さん
って言いなはる人の農地の真ん中ぐらいあっとしやがな、どがんもしょんなかけん、
以上です。よろしくお願ひしときます。

○議長（永田知博君） 今、森川委員のおっしゃることは、私ども結構やっぱりあっち
こっちさらいてみて、やっぱよくそういう場所がありますもんね。そすと、やっぱ
り地元の農業委員さんというのは、いろいろ指導しながらも「ぎゃんしたらよかば

いた。ぎゃんしたら。」アドバイスはみんなやりよつと思うとですよ。それでも、「いや、俺はうちあわんでよか」とか、そういうのが結構あつですもんで。ほつで、特に森川さんとのあの周辺あたりはほんとやっば多いですもん、また。ほいで、簡単に対応はできんと思いますもんね。そういうとき、もしなんでしたら、事務局のほうに行って、相談をしてくれとか、なんかそういうふうでも言うていただくと、事務局のほうに尋ねてもらえるとみな農業委員さんに相談して、またどなたが管理しとるもんならば御紹介しますとか、そういう話ばせんとどうしようもないですもんね。ほつで、特に例えば、一反未満とか、8畝とか、9畝とかそういうのは実際言つてあんまり規模拡大に対象にしとらんですもんね。面積が広いと今でも「どっかないですか」はいっぱいあつとですよ。ほつでその辺なやっば難しいところはあるもんだけんですね。その辺、局長、いっちょ対応をお願いしときます。

○13番(森川正志君) よろしくお願ひします。

○議長(永田知博君) 一応、森川委員、その辺でよかですか。

○13番(森川正志君) はい。

○議長(永田知博君) 今の対応でこれからまたそういうふうな話も進めていくようにお願ひしまして。

○13番(森川正志君) はい、はい。よろしく。

○議長(永田知博君) それでは、26号、農用地利用集積計画の決定についてをただいま議論いたしましたけれども、ほかに何かございませんでしょうか。

今、ちょっとデータが来とつです。

○18番(取本一則君) そつばしめてからよかです。

○議長(永田知博君) はい、よかですか。

はい、それでは、第26号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第26号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長(永田知博君) 次に、報告第10、11、12号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) はい、議案23ページをお願いいたします。

報告第10号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理した

ので報告します。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は23ページから27ページまで17件、計53,919㎡の解約の通知を受理しております。

続きまして、議案28ページをお願いいたします。

報告第11号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の届出を受理しております。いずれも田を野菜畑として利用するというものです。

議案29ページをお願いいたします。

報告第12号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成29年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の許可書返納届を受理しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第10、11、12号について事務局より説明がございました。

何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番の浦谷ですけど、伊倉のほうで法人で一応農地を中間管理機構に貸し付けという形で130町ほど、今手続きが終わっとるわけですけど、その中で将来、伊倉のどこまだ問題ないんですが、将来後継者が出てきて贈与という形をとるとき、一応管理機構に預けとつをいっぺん解約して、そして息子の名前に変えて、それからまた手続きしなおさんというような形をとらんといかんっていうふうなことを聞いたもので、めんどくさかこつが、今までずっと契約するときにはだいぶ手数料かけておおごととしてきとつに、今度またそういう形をまたとらんいかんっていうような説明をちょっと受けました。それで、玉名市、熊本県全体の問題でもあっても思いますけど、後継者が跡はそのまま継ぐとだけん、そういう手続きはもちっと簡素化してできるような方法はなかろうかと思ってですね。要望として玉名市でも農業委員会の皆さんでちょっといい知恵をお借りして、簡素化できる方法を見つけ出せればと思ひまして、一応提案したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） それは、局長、どがんしたふうに。今の処理だとやっぱり手間がいっぱいかかるけんですね。その辺はなんとか。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。おっしゃるとおり一番やはり物件に

つきまして、強いのは所有権だと思います。私のもの、それを自由に使用収益できるかどうか、その辺の権利を持っているというのが所有権ということですので、いったんその所有者が農地中間管理機構に関わらず、ほかの人に賃貸借とか、貸しとると、これも所有権を持つとるがゆえに人に貸せるということですから、やはりそれを今後は全く違う人に今度は贈与、つまり所有権を移転させるということですよ。贈与ですから。だから、所有権の移転という大事なことになってきますので、確かに今のはいったん解約して、また改めて所有権移転の贈与の申請をすべきものかなとは私も原則論では思います。ただこのことは、農地中間管理機構あるいは農業会議等々に実際問題として非常に手続きが煩雑ということで、ちょっとつなげてみたいとは思いますが。私たちが調査研究を進めていくと同時に、つなげていきたいとは思いますが。以上です。

○11番（浦谷幸司君） よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） それじゃ、浦谷委員、今のでよろしいですか。

○11番（浦谷幸司君） はい。

○議長（永田知博君） はい。そのほかに、皆さんより何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それじゃ、何もないようでございますので、本日御審議いただきました。慎重なる御審議をありがとうございました。

それでは、これもちまして農業委員会総会を閉会したいと思います。

どうも長時間にわたりましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。何かその他についてみなさんからございませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、それじゃあ、お開きにしましょう。どうもお疲れでした。

-----○-----

閉 会 午後3時31分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年4月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 松本 恒幸

農 業 委 員 荒木 享二